

放送大学教授会規程

平成22年10月13日

放送大学規程第2号

改正 平成24年3月14日、平成26年9月10日、
平成27年3月25日、平成30年3月14日

(目的)

第1条 この規程は、放送大学の教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 教授
- 四 放送大学特任教授及び特任荣誉教授の人事の基準に関する規程（平成12年放送大学規程第3号）第2条第1項に規定される特任教授及び同第2項に規定される特任荣誉教授
- 五 准教授
- 六 講師
- 七 放送大学特任教授の人事の基準に関する規程第2条第2号に掲げる特任教授をもって充てる学習センター所長のうち学長が必要と認める者

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
- 二 学位の授与に関すること。
- 2 前項に規定するもののほか、教授会は、次の各号に掲げる事項及び学長が求める事項を審議する。
 - 一 教育課程に関すること。
 - 二 学生の定員に関すること。
 - 三 学生の試験に関すること。
 - 四 学生の賞罰に関すること。
 - 五 学生の補導及び厚生に関すること。
 - 六 教育研究に係る予算に関すること。
 - 七 教育の評価に関すること。
 - 八 その他教育研究に関する重要な事項

(議長等)

第4条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した副学長が、その職務を代行する。

(議案の提出)

第5条 教授会への議案の提出は、学長が行う。

(会議の成立等)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を教授会及び次条に規定する委員会等に出席させ意見を聴くことができる。

(委員会等の設置)

第8条 教授会は、その所掌事項について、審議又は調査を行うため、委員会等を置くことができる。

2 委員会に委員長を置き、原則として学長が指名する委員をもって充てる。

3 学長は、委員会に担当副学長を置くことができる。

4 委員長は、議事に関して、委員会の職務の円滑な遂行のために、事前に担当副学長と協議を行うものとし、また、担当副学長は、委員長の職務の遂行を支援するものとする。

5 担当副学長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

6 教授会は、その定めるところにより、委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
(事務等)

第9条 教授会の事務は、総務部総務課で扱う。

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な細目は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月10日)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日)

この規程は、平成27年4月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。